

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付け及び同年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社Bに雇用され、同日、C会社D工場に派遣され、構内物流業務等に従事していた。
- 2 請求人は、製品の入ったプラスチック製のケースを持ち上げる作業により腰痛を発症（以下「本件災害」という。）したため、同月○日、E医療機関を受診したところ、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同年○月○日、F医療機関に転医し、本件傷病と診断され、通院加療を受けた。
- 3 請求人は、○年○月○日から同月○日までの期間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。
- 4 本件は、請求人が、前回処分の後、○年○月○日から同年○月○日までの期間及び同年○月○日から同年○月○日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、上記各期間のうち、同年○月○日以前の期間に係る請求について支給することとし、同年○月○日以降の期間に係る請求については、療養のため労働することができなかったとは認められないとして、通院日のみを支給し、それ以外の日に関しては支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の休業補償給付の請求に対し、○年○月○日以降の期間に係る請求については、通院日のみを支給し、その余は支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、左足も左腰もしびれている状態なのに、軽易な就労は可能であるとの判断は誤りである旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の本件傷病について、G医師は、○年○月○日付け意見書において、「○年○月○日の腰椎MR I 所見では、左L 5 / S 1 にごく軽度の椎間板ヘルニアがみられる」、「(休業が必要と認められる期間は) 数週間程度と考えられる。」と述べている。

また、H医師は、○年○月○日付け意見書において、症状経過について、要旨「症状は軽減傾向、○月には軽作業は可能であったと思われる。」と述べている。

さらに、I 医師は、○年○月○日付け意見書において、○年○月○日のMR I 画像でL 5 - S 1 に左側軽度のヘルニアを所見すると認めた上で、要旨、「○年○月以降の軽作業は可能と思われる。」と述べている。

(3) 当審査会としても、上記のG医師、H医師及びI 医師の各意見は請求人の画像所見もしくは症状経過を踏まえた妥当な見解であり、請求人の本件傷病の状態は、○年○月以降には軽作業は可能な状態に至っていたものと判断するものであり、請求人の主張は採用することができない。

(4) 以上から、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件傷病の状態から、○年○月○日以降の通院日以外の日について、休業が必要で

あったとは認められず、支給要件に該当しないものと判断する。請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。